

## 「議員定数を考えるシンポジウム」

《パネリスト》

中邨 章 氏（明治大学名誉教授）

江藤 俊昭 氏（山梨学院大学法学部教授）

《コーディネーター》

廣瀬 和彦 氏（全国市議会議長会法制参事）

○ **司会（三浦由紀）** 皆さん、こんばんは。本日はお仕事でお疲れのところ、多くの方々にお集まりいただきましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、大分市議会、議会活性化推進会議会長の三浦由紀でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから大分市議会主催「議員定数を考えるシンポジウム」を開会いたします。

開会に当たりまして、主催者を代表して、大分市議会の足立義弘議長からごあいさつを申し上げます。

○ **議長（足立義弘）** 皆さん、こんばんは。市議会議長の足立義弘です。本日はお盆明けでありますけれども、本当に暑い中、このように大勢の皆さんが「議員定数を考えるシンポジウム」に御参加をいただきましてまことにありがとうございます。また、明治大学の中邨章名誉教授、山梨学院大学の江藤俊昭教授、全国市議会議長会の廣瀬和彦法制参事におかれましては、御多忙の中、シンポジウムに御出演を御快諾いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

さて、地方分権の進展に伴い自治体の権限が拡大していく中で、地方議会の権能

強化も求められております。ことし5月には地方自治法の一部が改正され、地方議会の議員定数について人口において上限数を定めていた規定が撤廃されるなど、地方自治体の自由度が拡大しているところでございます。

このような状況の中、大分市議会においては、二元代表制の一翼を担うにふさわしい議会を目指し、平成20年12月に全国の中核市で初となる議会基本条例を制定し、各地区で実施する市民との意見交換会等、開かれた議会を目指し、改革に取り組んでまいりました。今回のシンポジウムのテーマでもある議員定数についても、この条例に基づいて設置された議会活性化推進会議の中で検討項目の1つに掲げ、来年の2月を目途に方向性を出そうと協議を進めているところであります。

本日は廣瀬先生のコーディネートにより、地方自治に造詣の深い中邨先生、江藤先生の御意見をお伺いしながら、議員定数について議論し、大分市議会のあるべき姿を市民の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。

終わりになりましたが、本日のシンポジウムが有意義なものになりますようお願いを申し上げます。開会のごあいさつといたします。本日はありがとうございました。

○ **司会（三浦由紀）** 足立議長、ありがとうございました。

それでは、早速シンポジウムを進めてまいりたいと思います。今回シンポジウムのコーディネーターには、全国市議会議長会の廣瀬和彦さんをお招きしております。廣瀬さんは、その職務を通じて、全国の地方議会の動向等に精通されております。

それでは、ここからの進行は廣瀬さんをお願いいたしたいと思います。

○ **コーディネーター（廣瀬和彦）** 皆様、こんばんは。ただいま御紹介いただきました、全国市議会議長会の廣瀬といいます。きょうのシンポジウムではいろいろな皆様方の御意見を踏まえながら、これからの大分市議会における議員定数の考え方の一助にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、早速ではありますが、この議員定数を考えるシンポジウムにはお二方の先生をお招きしております。

最初に御紹介をさせていただきますのが、明治大学名誉教授の中邨章先生でございます。

中邨先生は南カリフォルニア大学大学院博士課程を卒業後、カリフォルニア州立大学講師、カナダ、ビクトリア大学特任教授などを経て、2008年3月まで明治大学

副学長、大学院長をお務めになられました。現在、明治大学名誉教授及び学長特命補佐、国際行政学会副会長、全国市町村研修財団理事など、多くの要職につかれています。

続きまして、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭先生でございます。

江藤先生は中央大学大学院博士後期課程を単位取得満期修了後、山梨学院大学法学部専任講師を経て、現在、山梨学院大学法学部教授として御活躍中でございます。また、全国町村議長会、今後の町村議会のあり方と自治制度に関する研究会委員、三重県議会議会改革諮問会議会長、北海道栗山町議会サポーターなどに御就任され、地方議会に大変造詣が深い先生でございます。

以上がお二方の先生の御紹介でございます。

それでは、簡単でございますが、今回のシンポジウムのテーマとその流れについて御説明させていただければと思っております。

このシンポジウムのテーマ「議員定数をいかに考えるべきか」、そこにテーマのほうを当てております。今まで各地方公共団体の人口に応じて議員定数の上限数、これを地方自治法によって定められ、条例でその上限を超えない範囲内で各地方公共団体における議員定数が定められておりました。この人口比例方式による議員定数、なぜこのような規定が地方自治法上あったのかといえば、それはやはり議員が住民の声を反映すべき職務にあるということから、住民の数が多くなればなるほど、当然その住民の声が多様になる。それを議会という場に反映させるには、議員の数を当然その人口に比例してふやさなければいけないという趣旨のもと、定められた規定であるというふうを考えられております。

しかし、こちらの規定はことしの8月1日、つい先ほどになります。地方自治法の改正がありまして、今お話ししました議会制度の自由度を高め、議会機能を充実強化させるという観点から、この法定上限数の制度というのが、実は地方自治法が改正されて廃止されたところでございます。つまり、今後議員定数については、法律上、全く基準がないという形の状況になっているというのを皆様方に御認識していただければと思います。

この大分市議会における適正な議員定数をどのように考えるべきであるか。このシンポジウムにおいて、皆様方にお考えいただく場にこのシンポジウムがなっていたらと考えている次第であります。

このシンポジウムですが、約1時間半の時間を予定しております。その進行とい

たしましては、まず両先生方に20分程度お話をのうをいただき、その後、フロアの皆様方から質疑応答を受けさせていただいた後に、最後に先生方から提言を述べていただくという形の進行で進めさせていただければと思います。

それでは、早速ではありますが、明治大学名誉教授の中邨先生のほうからお話のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ パネリスト（中邨章） 座ったままで失礼いたします。上着もちょっと失礼して、パワーポイントを使いながら御説明をしたいと思ひます。

改めまして、今、御紹介をいただきました中邨でございます。邨という字が相当変わっておりますので、ほとんど「むら」と読まれたことはありません。「ちゅうとん、ちゅうとん」とずっと言われてまいりました。

きょう、今、廣瀬氏から御案内がありましたように、本来は40分ぐらい話をしたいのですが、20分だという厳しい行政指導がございましたので、22分ぐらいということで、今から4点についてお話を申し上げようと思ひます。

第1のポイントは、私がいろいろかかわってまいりました調査、特にこれは行政ですとか、あるいは政治等についての調査の結果を簡単に駆け足で御説明をしたいのが第1のポイントであります。

第2のポイントは、御当地大分市の現状を皆さんとともに共有しながら、どういふことが考えられるかということをお私に御説明したいと思ひます。

3つ目は、これからこちらの市では定数を恐らく何らかの形で改正をされるのだから私と思ひますが、その際にどういふふうな課題を念頭にすべきか、何が問題だ、何がポイントなんだといういふようなことをひとつ皆さんに御紹介をしたいと思ひます。

4つ目に、時間の許す限り、4つ目は本当は一番重要なんですが、4つ目には2つのシナリオを紹介したいと思ひます。1つは現状維持か、あるいは定数を削減しても微調整に終わるといふ選択。もう1つは大幅に定数を削減するといふシナリオ、この2つのシナリオをお私に御紹介しようと思ひます。

それでは、まず簡単に調査の結果をお私に御紹介いたします。これは明治大学で調査をした結果でございます、これは政治と行政の信頼について、約7,000人の住民に質問をしたところでございます。

1つは政党を信頼しますか、国会を信頼しますか、中央省庁、知事、それから都道府県の職員、市町村の首長、市町村の職員。この青いほうは信用しないといふと

ころでございまして、この赤いほうが信用するということでございます。

そうしますと、ここの中に市会議員は入っていません。入っていませんが、今、見ていただくとおわかりのように、市の職員になりますと、信頼度が、政党ですと、国会よりも明らかに高いというふうなことがおわかりいただけるかなと思います。

これは行政を信頼しますか。どの行政を信頼するかということですが、これを見ていただくと、国の行政よりも都道府県の行政よりも、やはり市町村の行政を信頼するというのが多いということでございます。これは後でこの定数の問題をしゃべるときに非常に重要な意味を持ちます。

次の質問は、7,307名の皆さんに、上から行くと、内閣総理大臣の名前を言ってください。これほど余り人気のない総理大臣ですが、98.2%が知っているというのは驚きでございます。ずっと下を見ていただくと、区長さん、区長というのは東京の特別区の区長ですが、あるいは市長さんになると67.7%の人が、例えば大分市ですと、大分市の市長さんは知っている。名前を言える。ところが区議会議員、これは東京の特別区の区議会議員ですとか、あるいは市議会議員になると、やはり4人に1人しか議員の名前を言うことができない、こういう傾向がございます。

結論は2つあって、やはり住民というのは、これはきょうは駆け足でしゃべっていますので、結論だけをお話したいのですが、1つは、行政については接点がある、例えばこれは市役所に来るとか、あるいは首長さんと何らかのことで面識があるとか、話をしたことがあるというような、つまり行政との接点を持つ人は非常に多い。ところが、2つ目の結論は、市議会については残念ながらやはり住民の認識ですとか、あるいは意識ですとか、あるいは場合によっては知識、こういうものもやや、ややどころか相当問題があるというのが結論でございます。これについては、さらに詳しいことを説明しようというのなら、もしそういう御意見があれば、また後からお話しますが、いずれにせよ、22分しかありませんので、次に移ります。

これは大分市の現状をまとめたものでございます。私が申すまでもありませんが、今までは大分市は法定上限が46名、議員定数も46名。きょうは議員の報酬とか市長さんの報酬を話しません、私は1点だけ聞いてほしいことがあります。何か。それは今、議員の皆さんとか、そのほか、地方政治に関心のある皆さんと話をすると、必ず2つのことを言う。1、二元制だということが1つ。もう1つ、機関競争主義。うそだろうというのが私の意見でございます。

なぜか。もし、両方が機関競争主義なら、なぜ議長さんの報酬と市長さんの報酬

は違うのか。これは、衆議院議長、参議院議長と総理大臣では同じですよ。きょうはそのお話はやめておきましょう。やめておくけれども、私のポイントはそういうところですよ。

次に、私は大分市と同じような規模のまちを調べました。これは廣瀬さんのところの全国市議会議長会の最新の資料から引っ張ってきたものであります。そうしますと、人口規模が同じ、定数が同じというのは7市ございます。金沢、川口、市川、倉敷、松戸、尼崎、西宮。この7市で46の上限で46というのは実は大分市しかないということがございます。これはほかのところは金沢のように6名を削減しておられるというところもあるし、川口もそうですし、あるいは西宮は1名。いずれにしても、46名を定数にしておられるところは今までのところはないということがございます。

これがどういう意味を持つか。それは皆さんのほうでお考えをいただくことで、私はこういう事実があるということを皆さんにお示しをしているわけがございます。

そこで、この定数についていろいろ論議をする場合には、私はぜひ皆さんにお考えいただきたいことは、定数の問題というのは、議会だけで議会の内部の話として考えているうちは、これは論議にはならない。これは地方行政、つまり首長さん、市長さんが、釘宮市長が率いられる行政の話と関連させて論議をしないことにはこの話はうまくいかないだろうということがございます。

そこで、地方行政について言いますと、皆さん、余り認識されたことはないと思うのですが、日本の地方行政というのは、これは世界で最も進んだ行政サービスを提供している団体でございます。具体的にいろいろな事例を挙げて証明すればいいのですが、時間がありませんので言えませんけれども、日本の800近い市というのは、およそ社会政策と呼ばれるもの、社会政策と考えられるものは全部やっています。

大分市の市勢要覧を拝見しますと、いろいろなことをやっている。私が驚いたのは、3,300の職員の方がおられて、その方々が90以上の課に分かれていろいろな仕事をしておられる。これは世界で珍しいほど。私はいつも申し上げるのは、世界で最も忙しい、世界で最も革新的で最も先進的なのは日本の地方団体です。地方自治体だということを私はいつも申している。

なぜかという、次の2つ目の問題とかかわってきます。次の2つの問題は、Rubbish、Roads、Rateと書いてあります。Rubbish、ごみ。次は道路の補修、Rate

というのは住民税の徴収です。およそ英語圏の自治体、つまりアメリカですとか、カナダですとか、オーストラリアですとか、イギリスですとかいったところの自治体というのは何をやっているかという、3つのRしかしていないということが最大のポイントです。3つのRしかしていない。したがって、私はアメリカに長いこといましたから、アメリカの市役所に行って一番驚くのは人がいないということです。大分市役所に来ると、人がいっぱいいます。なぜか。きょうの水道の話ですとか、学校の話ですとか、いろいろなことに関係がある人々が、住民がやってくる。ほかの国はほとんど何もやってくれない。市役所というのは閑散としています。したがって、議員の数というのは大体5名ぐらいです。なぜ5名なんだということは、これは5名でも多過ぎるという意見もあります。なぜか。何もしていないからです。

一番重要なポイントは、1つは税金の話と、それからゾーニングとありますが、土地の、日本でいうと地域地区制、この住居制の地域とか、工業地域とか、あれをゾーニングというんです。あれを変えろということが議会にとって一番最大のポイントでございます。

3つ目。日本の地方行政というのは、今申しましたように大変すばらしい。大変すばらしいけれども、じゃあ問題ないのか。4つ問題がある。

1つは、法律主義と申しますが、我々は当たり前の話とっていますが、つまり、あらゆることを法律で、法治、法律であらゆるサービスを提供していく。これが日本の行政の最大のポイントでございます。

もう1つ、公平性。みんなに、あらゆる住民と呼ばれる人々には必ず公平にやる。これは当たり前の話。ところが、場合によっては、これは極めて冷たい行政になる。実は行政というのは比較的住民に冷たい。

例えば、私の個人的な経験で申しますと、時間がないので簡単に言いますと、今から十数年前に、私の住んでいる地域にある公共施設ができるようになった。私は住宅地に住んでいた。住宅地に突然大きな自治体のビルディングができるもので、我々御近所の人々はみんな反対しました。そうしたら、それは建築基準法第14条の規定を変えなければならない。例外規定を認めなければ。このためには公聴会が必要なんです。

さあ、私の自治体、はっきり言うと、東京都練馬区というところでございますが、12月15日ぐらいです。公聴会は1月9日、お昼の2時から始めるとこの自治体は言ってきました。その年は1月1日が日曜日だったんです。8日が日曜日ですよ。と

いうことは、9日というのは仕事始めです。仕事始めの上に2時に住民に集まれというのは、これは区役所のほうが完全に人が集まらないことを考えた、日程を決めた。

我々は物すごく反対した。これはおかしいって。私はなぜこういうふうに決まったんだ。いや、ちゃんと条例にこういうふうに書いてある。これは決まりです。法律を、条例のルールを押しつけるのは、これは行政なんですよ。住民、私らには物すごく冷たい。

そこで、私はこんなことをしたくなかった。ところが、私の卒業生が1人議員になった。そいつに電話をかけて、おい、こういうことを言っているけど、何とかしてくれ。そしたら、先生、1日待ってくれ。次の日、電話がかかってきた。1月9日を1月29日の夜7時に変えました。

私は2つわかった。1つは、行政というのは議員に弱いということがわかった。もう1つは、このルールを、今お話ししたように、ここの1月9日を1月29日に変えたってね、これは経済的なコストってゼロですよ。そうでしょう。こんなもの、裁量権の一部です。ところが、我々住民が行くと、絶対だめなんです。だから、私はここに一般と特殊と書いているでしょう。一般と特殊というのはそういう意味なんです。1つは行政の責任として、あらゆるものをルールでやる。ところがルールにはおさまらない、いろいろな事情を持つ人がいるわけです。やはりそういう住民の不平不満を吸収して温かい行政を進めようというのが、私は議員の役割だというふうに思っています。

そして、認知度の低さ。これはちょっと飛ばします。時間がありませんので飛ばしまして、一番下の族議員を目指せというところに入ります。何のことかといいますと、日本の地方議員の皆さんの一番の欠陥は、あらゆることについては大体知っておられる。ところが、私はこれからは議員の皆さんというのは専門化して、例えば社会福祉についてはあのタナカ議員に聞かないとこれは通らないとか、あるいは道路行政についてはキムラさんだ。あるいは学校はカトウさん。族議員というのは非常に響きはよくないけれども、専門化をするということがそういう住民の意見を吸収する議員の役割として非常に重要だと私は思っています。

あと何分ぐらいありますか。もう終わりですか。

- コーディネーター（廣瀬和彦） あと5分ぐらいあります。
- パネリスト（中邨章） 5分。あと5分ありますので、大丈夫です。

私は、さっき2つのシナリオがあると言いました。1つは、この定数削減に慎重なシナリオ。もう1つは定数削減を大幅にやる。こういう2つのシナリオがある。その際に考えないといけないのは、上に3ナイと書いていますでしょう。これは何のことかといいますとね、大分市もそうだろうけれども、日本の地方議会議員の皆さんは3つ持っていないものがある。

1つ、これはいろいろな政策やあるいは条例等々を考える際に、自分ではできませんよ。これはサポートが要る。ところが人がいない。議会事務局、ここの事務局は24名おられるけれども、これでもなかなか46名の議員の皆さんのいろいろな立法活動を助けることができない。人がいない。

2番、金がない。いや、個人的にはお金を持っておられるんですよ。しかし、議会人としてこの大分市の政務調査費は10万円ですよ。平均すると10万円でしょう。10万円でアルバイトも雇えませんよ。あるいは、立法活動をいろいろやろうと思ったって、10万円ではなかなか。それは北海道へ行って調べよう、あるいはこれから沖縄へ行って調べようと思ったところで、月10万円ではなかなかできません。したがって、金がない。人はいない、金がない。

3つ目、時間がない。議員というのは、これは24時間365日休みがないんです。だから、そのほとんどはひょっとしたら政治活動かもわからない。しかし、どこまでが政治活動で、どこまでが住民に対するサービスか。これはなかなか難しいところですよ。

したがって、3つない。3つない人々に立法、条例をつくれ。いろいろな政策を考える。それは無理です。無理。したがって、1つの選択というのは、もう立法府なんて甘いことを考えるな。立法しない議会を考えよう。つまり、行政の監視機能を強化しよう。これは大分の基本条例の中に書いてあります。しかし、あの言葉だけではなくて、実質的に行政を管理する。行政というのは九十何課あるんですからね。九十何課あるのをこれから監視するというのは、相当な数の議員がいないと、なかなかこれは監視ができません。したがって、もしも立法しない議会を目指すのなら、慎重な定数削減というのは、定数削減は慎重でなければならない。

ところが、もう1つ。もう1つの選択肢というのは、いや、それはひどい。やはり立法府は立法府。もし、立法府として残られるというお気持ちがあるのなら、いろいろな後方支援策を考えないといけない。ここに書いてあるようなものが後方支援策ですよ。しかし、ポイントは、もしも立法府として残るのなら、私はもう大幅

に議員を削減して、余った資金を議員の皆さんに配分をして政務調査費を上げるとか、あるいはそのほかの立法活動、あるいはいろいろな政策形成活動に充当するような資金に回す。あるいはシンクタンクをつくるための資金に回す。だから、そういうふうな方法に考えていけばどうですかというのが私の提案です。

つまり、2つ。1つは立法をしない議会。そのときには定数削減というのは慎重でなければならない。

2つ目、立法院として残る。そのときには大幅な削減をされて、資金を潤沢に回すということを考えられたらどうかと思う。

大変駆け足で申し訳ありませんが、22分。ありがとうございました。

○ コーディネーター（廣瀬和彦） 中邨先生、ありがとうございました。ぴったり22分でした。

引き続きまして、山梨学院大学、江藤先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ パネリスト（江藤俊昭） 私も22分で終わらせたいのですが、かなり厳しいんですね。今のレジュメを見ていただいたと思いますが、何枚かあります。それを限られた時間でお話をするというのは難しいんですけども。

きょうは定数の議論ということなんですが、今、いろんところで盛んに定数の削減及び報酬の削減の議論というのが一般的に行われていますけれども、私自身は基本的に中邨先生の方向とも一致しているのですが、1つだけ、私はちょっとお話をしたいのは、今の削減の状況はどこまで下げたら納得されるものなのかなというところが気になるんですね。この定数削減の議論というのは、議会不信の議論ともかなり重なってきている。だから、今後どのような議会をつくっていくかどうかというのと密接な関係があるんじゃないかなと思っています。

「はじめに」のところを書いてありますけれども、議員定数の問題か、自治の問題ではないかということなんですけれども、住民自治というふうに言いながらも、この間、議員定数がすごく下がっています。それから、この間というのは平成の大合併だけを見ても、6万いたものが4万弱になっているんですね。住民の代表である議員を減らすというのは、普通、住民が怒っていいはずなのですが、そうした行為よりは、むしろ議員定数を減らせ、報酬を下げろというような議論のほうが多く聞こえるようになってきている。言葉は悪いですけども、それに迎合するような議会も行われて、統一地方選挙の前の12月議会でどれだけの議員定数の削減の条例ができたのでしょうか。及び9月の議会でどれだけの定数の条例ができたのでしょうか。

私は余りにも後出しというふうに言っていますが、直前の選挙のときに条例で定数を変えるというのは、これは民主主義の根幹にかかわるんじゃないですかね。

そのようなことで、定数の議論も、ただ単に定数が多いか少ないかという議論だけではなくて、どういう自治をつくり出していくか。こういう議論との兼ね合わせの中で議論がされるべきなんじゃないかなというふうに思っています。

時間の関係もありますが、私は2点、先生は4点でしたね。私のほうが少ないので、早く終わると思いますが。

1つは、どのような自治をつくり出していくか。そこにおける議会の役割って一体何なのかというのを想定しないと、定数の議論は出てこないんじゃないかなということなんです。

もう1点は、それを踏まえた形で、どのような定数の議論ができるかという、きょうの本題にかかわることについても少し触れていきたいというふうに思っています。

ただ、1点目も含めて、2点目もそうなんですけれども、現行の議会の問題点をあげつらうだけで自治の問題を語れるわけではないんですね。これはここ10年ぐらいに、地方分権改革だとか、財政危機の中で、地域の政治、地域経営をどのようにやっていくかどうかという時代状況が大きく変わっています。その中で自治の問題を語る、そこにおける議会の役割を語る必要があるんじゃないか。

だから、今までこうだった。もちろんそれは学問をやっている、それと現実を見ていくからすると、今まではこうだった。それはしっかりと押さえなきゃいけないのですが、そのままでいいわけではないんですね。私たちはどのような自治をつくり出していくかという視点のもとで考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうには思っています。

さて、時間の関係で幾つかお話をしますが、住民自治の根幹というのがありますけれども、議会にはとんでもない権限が付与されています。もちろん日本の場合は、行政や首長の権限が強いというふうに言われていますけれども、日ごろ議会が議決しているものを想定していただきたいんですね。どのように形式的に議決しているかどうかというのは置いておきますが、権限としては自治体の法律ですね。自治体の法律、条例ですね。それから自治体というのはお金で動いていますから、予算を決めること。それから決算の認定。そして主要な計画については議会の議決にしているんですね。これは先生の前ですけれども、世界的には議会に権限を付与してい

るということなんですね。

その意味はどこにあるかということなんですが、次に合議体というのがありますが、なぜ、そこにとんでもない権限を付与しているか。ここに書いてありますけれども、実際上とんでもない権限、96条の1項というところにすごく出ていますが、本当にこれを行使したら、とんでもないですよ。とんでもないですね。これを余りにも形式的に行使しているから、住民は議会のほうに関心を向けないんですよ。住民はどこに権限があるかわかっていますよ。でも、形式的に法律上は議会にあるということなんですね。なぜ、今の現行法制度でも議会にそれだけの権限を付与しているか。これは一言で言えば、住民の代表機関ということでもあるし、住民自治の根幹なんですね。

首長も確かに住民の代表機関です。でも、議会は何なのかということを一応3点置いています、多様性ですね。二十四の瞳効果と私は呼んでいます、多様な人たちが集まっている。だから、議会は同じ人たちがいるというのはぞっとすることなんですね。いろんな人がいるということが大事なんですよ。だから、少数意見でもアンテナの感度が高いわけですよ。

2点目は、12人の怒れる男たち効果と言っているのですが、映画を見た方がいらっしやるかもしれません。アメリカの映画ですね。陪審員ですね。犯人が捕まった。犯人が捕まっているので、12人の陪審員が集められたんですけども、こいつが犯人に決まっている。もう、みんな言っているんですね。それで有罪にしてしまったら映画は終わってしまうんですが、1人がこいつは犯人じゃないかもしれない。そこでいろんな議論が始まって、最終的に無罪の評決を下しますけれども。

言わんとすることは、議論する中で、Aという意見がBというふうになるかもしれない。さらにBがCに変わっていくかもしれないということなんですね。議会に引きつけていけば、妥協が見出せる可能性もあるし、今まで議論していない新しい提案も出てくるかもしれない。そういうような効果があるということですね。

3点目には、オセロ的発想を脱却する効果、これはなかなかネーミングがなくて、この程度しかできないのですが、要するに公開で討議するということがすごく大事なんですね。議会は公開で討議しなきゃいけないんですよ。そのために世論の形成的な機能というのを議会は持っているわけですね。だから、住民自身が最初からAという意見、Bという意見、これを持っている人もたくさんいるでしょう。でも、どちらがいいかどうか分からないという人もたくさんいるわけですね。議会で議論

する中で、私はAという意見に近い、Bという意見に近い。あるいは私は最初からAという意見があったけれども、Bという意見があったら、Bという意見かもしれない。これは自分の意見を発見する。だから重要なんですね。だから、議会に権限を付与しているんですね。

ちょっとレジュメにはないのですが、議会のこの権限、要するにですね、議決する前に議員の方々は前の日、本当に眠れぬ夜を過ごしたんでしょうかと、いつも言うんですね。それだけ重いんですよ。それだけ重いようなことを議員の方々は皆さん、議決しているんですね。この議決を本当にやるためにはということで、幾つかの議会は議会改革が始まっているわけですよ。議決に責任を持つためには、しっかりと説明しなければいけない。そのためには、しっかりと議員同士で議論しなきゃいけない。そして議論するためには、議会としてしっかりと住民の意見を聞かなきゃいけないし、同時に調査や研究もしていかなきゃいけない。そういうようなことをどんどんどんどんやっていくんですね。この議決の責任、重さというのがどのくらい今の現実の議会の中にあるか。追認機関化、裏取引の場合もあるかもしれませんが、一般的には追認機関化という現状の中で、果たしてどの程度、議決的にあるかどうかという議論だと思いますね。

さて、時代は変わってきていますけれども、従来、行政主導というふうに言ったものが、そうですね、追認機関がありますし、それから、なぜそうなのか。中央集権の行政主導というのがありますね。それから経済成長で、あれもこれもというふうな時期もあった。だから時代は変わってくるわけですが、行政主導からそういうふうな地方分権の流れの中、そして財政危機の中で、あれもこれもから、あれかこれかを選択しなきゃいけない。まさに政治が大事になりましたよね。

政治のイメージ、従来は行政がすごく大事だった。でも、だれがそれを決めるかどうかというのが重要なポイントになったんですね。そのときの1つに首長が決めればいいでしょうという議論があった。当然あり得る話ですね。マニフェストです。最近の首長主導型の民主主義なんていうのが、橋下さんとか河村市長のイメージなんかを持たれるといいと思うのですが、私自身は、それは水戸黄門に頼むのかということなんですね。何か困ったときに水戸黄門が出て、ぱっぱと解決するでしょう。水戸黄門が去ったときのその地域はどういうふうになっているんでしょうかね。どういうイメージで。もちろん今はその地域の方々は、そうした改革派の首長について賛同を送っています。でも、いなくなったら、どういうふうなことをやるの

でしょうか。

そして、同時に、私たちは首長主導型の民主主義を求めているのでしょうかということなんです。選挙の時にマニフェストという、どのくらい読んだかわからないのですが、選挙のときにマニフェスト、確かに大事なことです。公約を出すというのは、口約束より、最近マニフェストという言葉はむなしく感じるところがあるんですが、マニフェスト選挙というのは今までよりはいいわけですね。でも、それをしゃにむに推進すること。民意を得たから、こういう民主主義を私たちは念頭に置いてつくり出そうとしていたんでしょうかということなんです。

私たちは日ごろからそうした声を、一方でマニフェストは大事けども、日々、住民の声を政治の舞台に出しながら、調整や統合を加えながら、新しい政策をつくっていきこう。だから住民参加が必要なんです。首長の思いどおりになる住民参加は認めて、それ以外は認めない。あるいは首長の思いどおりになる議員は認めるけれども、反対する議員は認めない。こういうような発想ではなかったはずなのですが、そうした政治というのが幾つかのところでは多数になってきている。

でも、もう1つ新しい地方の政治の動きが出ている。議会改革というのはまだまだ動き出したばかりなんです。地方分権時代の中で、議会が新しい議会として登場してくる。議会の不要論というのが歴史的にありましたけれども、一度ありましたね。ワイマールのころでしたっけね。本当に公開と討論をやる議会は、国会の話ですけど、ドイツですけれども、こんなことをやっていないじゃないか。だから、それよりは大統領が人民投票をどんどんやったほうがいいし、時には大統領が呼びかけることによって、拍手と喝采にこたえてくれるほうがよほど効率的ですし、よほど民主主義的だというふうに、カール・シュミットという人ですけれども、言って、実現しちゃった。それが歴史的にどうなったかというのはおわかりいただけるとは思います。

要するに議会の問題点を出すことはすごく大事なことだと思います。だから、要らないというふうには言うてはいけないはずなんです。どのような議会をつくっていくかどうかを考えていかなきゃいけない。そのときに、今、幾つかの議会で行われているのは、首長に賛同するような従来の与党、野党ということではなくて、しっかりと二代表制というか、それぞれの特徴を出していきましょう。首長はリーダーシップにたけていますね。議会は、先ほど言った多様性、合議制ですね。これにたけています。こういう制度設計はもともと時間がかかるんです。だから、こ

それをそれぞれ生かしながら地域政策をつくっていきましょうよということが1つですね。

それから、もう1つは、地方レベルにおいて議会は、アメリカに2つほどあるそうなんですけど、ほとんどすべて一院制ですね。それは住民に近いからですよ。住民に近い、住民が参加できるはずなんです。

日本の場合は直接民主制がさまざまに導入されています。リコールの話もあるし、それから実際の法律である条例の制定、改廃の直接請求も国政レベルでは認められていませんが、しっかりと根づいていますね。だから、議会というのも日ごろから住民と結びついていく。どうも住民参加というと、行政のほうに参加になってくる。なぜ、多様な議員がいる、多様な人たちが集まっている議会に住民参加しないんでしょうか。ここに本来、権限があるんですよ。でも、今までは形式的なことだけだったから、そこに集まらないんですよ。権力を行使していないということですね。

3点目には、議会の本来の意味である、議会の存在意義である討議というものです。議員同士の討議をどのくらいやれるかどうか。今、日本の場合は中央集権的と言うんでしょうか、行政主導の中で、議会が1つにまとまると、かえってまとまりにくい議会運営を行っていました。

皆さん、傍聴されている方が多いと思いますけれども、あれはおもしろいですかね。質問の場所になっているだけですよ。質問の場所というのは、議員に分断したり、会派に分断していることなんですよ。首長のほうにとってはいいかもしれないけど、議会がまとまったら、とんでもない力を発揮するんですね。そういうような契機をどんどんどんどん排除していたのが議会の運営の仕方だったんですね。ようやく気づいたところが議論しようという形になっているんですね。

それで、そうしたものを住民の前に明らかにしよう。住民へのマニフェストとして議会基本条例をつくっている議会が約200、短期間に200、約200弱になっていました。大分市議会もその1つですね。住民にとっては、中身はきょう話す話ではありませんから、住民が読んだら、こんなのは当たり前ですよ。それさえやってこなかったということなんですよ。その当たり前のことをさらに進化させて、今度は住民の福祉にどれだけつなげていったかが今後は問われなきゃいけないんですね。だから、議会が住民の立場に立ったということを可視化する、見えること。そして後戻りさせないために議会基本条例をつくっているんですね。こうした新しい議会を議員の方々、頑張ってくださいねということだけではないんですね。それ

の設計の仕方が今度問題になってくるわけですが、自治を設計するというところに行ってください。もう最後のところで。そうですね。自治を設計する。その前のところかな。

条件を整備しなければいけないのですが、定数にしろ、報酬にしろ、日本では今まで行われていなかった新しい自治をつくり出していくためにどのような議会なのか。先ほど言った議論する議会、住民参加を促進する議会、そして、それを踏まえて、議員同士で議論しながら、執行機関と競争し合っていく。そういうふうな議会を考えていったときに、そのときの定数とはどういうものなのでしょうかという問題設定だと思うんですね。

だから、行政改革は確かに大事なことです、行政改革の論理というのは効率性ですね。効率性がすごく大事なことです。だから、基準を下げなければ、さまざまなことは削減というはあるかもしれないんですね。でも、議会改革のまず第一の原理というのは、地域民主主義の実現になります。だから、削減というのがあるけれどもいいのですが、まず、どのような議会をつくっていく、どのような自治をつくっていくかという問題の設定の仕方だと思うんですね。

繰り返しになりますが、行政改革の論理は効率性です。それに対して、議会改革の論理というのは地域民主主義の実現になってくるんですね。そこにおいてどのような定数を行っていくかどうか。それぞれの自治体で決めなければいけないことだというふうに思っています。

私自身は定数の基準を次のように考えていますが、まず、ちょっと先ほど説明がありましたけれども、今回の通常国会で法定上限数というのが撤廃されました。だから、今まで、要するに法律で決められたものから何人削減しましたよ。これで説明がついた。あるいは類似団体というんですかね。同じような人口規模と比べて、私たちのところはこのくらいの人数だ。何か説明した気になっているのですが、全く説明がそれではできなくなっています。

この意味は、地方自治が進んでくると、法律が決める話ではないよ。今まではだったんですね。これが根拠なんです、もう1つ、市制・町村制という、今から130年前ぐらいのときに、法律で人口によって議員定数を決めているんですね。議員定数を決めているのですが、これも人口規模については今とほとんど変わりません。ただ、市町村合併等で、全体の議員数というのは減っています。

言わんとするのは、そうした人口によって定数を決めるというのは、もう破綻し

たというふうに考えてもいいと思うんですね。要するに、今、現状においてはさまざまな住民参加があるわけですよ。だから、何人につき何人の定員ということは、1つの基準としてはあり得るかもしれませんが、住民参加をどれぐらい入れていったかどうかによって、そういうことを補えることは多々あるんですね。そうすると、何を基準にしていくんですか。ここは難しいですね。

一方の極には、人数を多くしたほうが住民の声を聞けるのではないかと。でも、これは今お話をしたように、多様な住民参加を入れ込めばいいだろう。じゃあ、少なければ少ないほどいいだろうか。これは行政の専門性と同じような、議論できるような人数ということにはなかなかいかない。

そこで、今答えを言っているようですが、議員定数というのは、新しい議会のイメージというのは討議できる人数ではないのか。先ほどから何度も言いますように、住民に向かい合っていく。そして、議員同士で議論する。そして、執行機関と特性を生かしながら競争をし合っていく。そうした個々分断される議会ではなくて、まとまっていく議会だと、やはり議論できるような人数というのが必要なのではないですかということなんですね。

そこで、議論できる人数って何なんでしょう。ここが分かれるところなのですが、私自身は委員会主義をとっていると、大体8人ぐらいかな。それ掛ける常任委員会数というふうなことを考えています。8人ぐらい掛ける常任委員会数だというふうに思っています。これに今後、コミュニティー議会をつくっていくとか、後ほどちょっと議論できると思いますけれども、新しい仕組みを考えたときに、それがプラスアルファという形でですね。あるいはマイナスになるかもしれません。こういう議論というのをしていくべき話ではないかというふうに思っています。

今ちょっと歯切れが悪かったので、ちょうど22分になってしまいました。あと1分いいですか。中邨先生に怒られちゃいますけど。

地域ごとにコミュニティー議会をやったときに、その場合は人数をふやせるか、ふやせないかの議論。あるいは、今、常任委員会には——委員会と私は言いました。委員会主義をとっているんですね。委員会には議員の人しか入れません。今の法律上、議員の人しか入れませんが、そこに住民の人たちが入ったときには議員の人数というのを減らすことも一応可能なんですね。そのときにはだれを入れ込むかどうかというのは正統性という、だれが、みんなが認めるということが必要になってきます。

だから、今お話をしたようなことを基準にしながら、それぞれの個性を出した定数の設定というのが必要なのではないのでしょうかというふうに思っています。繰り返しになりますが、定数だけの議論ではなくて、どのような自治をつくり出していく、議会をつくり出していくのか。ぜひ住民と一緒に考えていく。住民同士でも議論すると同時に、議会と住民が考えていく。そういう場にしていただければなど思っています。

1分延びました。どうもありがとうございました。

○ コーディネーター（廣瀬和彦） 江藤先生、ありがとうございました。両先生のお考え方を簡単にまとめさせていただきますと、中邨先生のほうは、議会がお持ちになられている監視機能と政策立案機能、2つの機能を持っているという形になりますが、監視機能に特化したのであれば、やはり慎重な議員定数というのを考えていただく必要があるんじゃないかという御提起。さらに政策立案機能、こちらについても議会側として力を入れるのであれば、その場合にはやはり大幅な議員削減というのを考えていただいた上で、その余った経費を少数精鋭の議員への政策立案機能のサポートの経費に充てていただくというのも考えていただいたほうがよろしいのではないかというところの御意見だったかと思えます。

それに対する形で、江藤先生のほうのお考えは、二元代表制のもとでの行政改革の効率性の論理のみで議員定数というのを考える、これは拙速じゃないかというお考えをいただいていたかと思えます。その際、やはり議会の議員の定数を考えるに当たっては、議会において議論できる人数、それがやはり必要だ。その議論ができる人数というのを主として考えていただく必要があるんじゃないか。その際の1つの基準として、皆様方の市議会でお持ちになられている委員会数、それに1委員会当たりの8人というところの人数を掛けていただいた人数が1つの基準になるのではないかという御意見をいただいたかと思えます。

ただ、最終的には、やはりどのような自治をつくっていくかという趣旨のもとで、最終的に議員の定数というのを考えていただければよろしいんじゃないかという御趣旨だったかと思えます。

それでは、両先生からお話のほうをいただきましたので、この後は、先ほど流れの中でお話しさせていただいたように、フロアの方からの御質問のほうを受けさせていただきたいと思えます。その際、1つお願いがありますが、大変申しわけありませんが、できるだけ簡潔に御質問のほうをお願いできればと思えます。できるだ

け多くの方の御質問をこちらのほうでお受けさせていただければという観点からお願いさせていただきたいと思います。

また、御質問のほうはとりあえず五、六人の方を一斉に挙手を願った上でとらせていただきたいと思います。

それでは、御質問を御希望される方、挙手のほうをお願いできればと思います。

あと、1つ、済みません、プラスさせてください。ぜひきょうは市民の方との意見交換会という形で、市民の方と議員定数を考えるという視点からやらせていただいておりますので、市民の方に限定して御意見のほうをお願いできればと思いますので、奮ってぜひ挙手のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

じゃあ、そちらの方、お願いします。

○ 質問者1（会場） まず、議員定数、単刀直入に申し上げますと、20ぐらいでいいんじゃないかというふうに考えています。とって、これは理想なんですけれども。

ある県の市議会議員か町議会議員の方が視察ということで行かれたときに、報告書を出さないといけないということで出した報告書が、奥さんと一緒に行かれて、それもある人が言ったということがわかって、そういうことらしいんですけども、奥さんと一緒にそこのところに行っていろいろ見て歩いて、そして書いた報告書というのは、新聞社がその報告書の内容を写真で撮っているんですよ。だけど、何を言っているかわからない、書いてあるかわからないと。しかし、よく考えれば、まあまあ自分のところはほかのところから比べればおくられているから、考えていかなければならないと、参考になりましたという、そのようなことではないだろうかというような感じですね。

そういう議員の方がいるということに非常に僕はびっくりしたんですけども、それにちなんで、そういうことであれば、もう半分ぐらいに減らして20人と。これはもう当然、金のほうも非常に影響、市の予算も削減できることであるし、そしてやはりもう1つは、これは憲法の問題になるかもしれませんが、まず、議員になる場合は、地方議員であれば、例えば市議会議員であれば、市の行政についてとか、それを監視するという職務があれば、内容を十分限定をして、そしてプロでやっている行政の方と対等に話ができるようなレベルまで専門的な知識を上げる必要があるだろうというふうに思います。

そのために、さっきの出張の報告ではないんですけれども、一般的な教養と専門的な、あるいはそういう知識ですね。こういうものを何らかの方法で試験をして、それに受かった者しか立候補できませんよと。これは非常に飛躍した考え方かもしれません。それぐらいあっていいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○ **コーディネーター（廣瀬和彦）** ありがとうございます。ほかに御質問の方がいらっしゃれば、挙手のほうをお願いしたいのですが。どうぞ御遠慮なさらず、この機会に議員定数についての市民の皆様方のお考え方を述べていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

じゃあ、御希望のほうがちよっと今ないということですので、今いただきました御質問について、せっかくの機会ですので、両先生にお話のほうをお願いできればと思います。今の御質問のほうは、やはり議員としての職務を果たし切れていない中で、果たして今の議員数が適正であるかどうか。大分市議会において見れば46名というところで議員定数を定められているけど、これをやはり一気に半分ぐらいの、20名ぐらいにしたほうがいいんじゃないかというところの先生方のお考えをというところで御質問のほうを承らせていただきましたが。

それでは、まず江藤先生から、今の御質問に対して御答弁のほうをお願いできればと思います。

○ **パネリスト（江藤俊昭）** 答弁というか、ちょっと感想だけをお話ししますが。確かに現状の今の新聞とかに出てくる議員の方々のひどさというのは私もよくわかっていますけど、それでいいわけではないんですね。そのときにどのような設定の仕方をしていくかどうかということだと思っんですが。だから減らそうというふうには私は今のところ思っているわけではないんですね。今の質問の方もわかりいただけたと思うのですが、果たせないから、じゃあ半分にすれば果たせるようになるかという、本当にそうなるかどうかってわからないんですね。そのときの基準を私はどういうふうに考えていくかどうか。

だから、もちろん問題がある議員をできるだけ議員にさせないような仕方というのがすごく大事なことだし、今、現状にいる議員の人たちをどのように住民自治を推進していくような議員に変えていくかどうか。これも住民にとってはすごく大事なことなんじゃないでしょうか。そこで定数の議論というのをしていきましょうということだと思っんですね。

そのときに、きょう私は、中邨先生が言われたので言わなかったのですが、日本の場合はすごく自治体の活動量というのは豊富ですね。豊富というのは、すごくいろんなことをやっている。だから、ある程度、専門化が必要になってくる、そのとおりだというふうに思います。

その場合、2点なんですけど、私は今、市民の方々も市民性を持っていると同時に、専門的な能力ってあるというふうに思っているんですね。市民が素人だと私は思っているわけではありません。それぞれの職業をずっとやられていて、その第一線の専門家だと思うんですね。それをどのように政策ができるかどうかの意欲と、選挙で受かるネットワークが議員にとって違いがあるだけだと思っているので、それをどのように政策につなげていけるかどうか、監視能力に使えているのかどうか。ここを見ていきたいというふうに思っています。

長過ぎますかね。

○ コーディネーター（廣瀬和彦） いえ、とんでもない。

○ パネリスト（江藤俊昭） 時間の制限がなかったもので、もう1点いいですか。

おわかりいただけと思いますが、議員の資格試験、これはよく言われるのですが、おもしろいんですけど、やはり無理ですね。

ちょっと宣伝になってしまいますが、私は議員力検定というのをやっているのですが、議員力検定は資格試験では絶対そういうことではなくて、議員になるとき、少なくともこのくらいは知っておいてくれよ、政策提言ができるように。これは1つの議員力があるのですが、もう1つ大事なものは、市民が議員を使う、どのような議員を選んでいくかどうかの力をつけていくという。だから、一般級とかジュニアというのがあるというのはそういう意味なんですね。議会改革をやらない人たちを、議会改革をやる、住民の福祉の向上につなげていくような人たちが行為するような勉強をもう一度やりましょうよということでもあるんですね。

だから、残念ながら資格試験は無理なんですけれども、そういうことで、温かく議会を見る必要は私はないと思う。厳しく見ていきたいというふうに思います。もちろんだめだというわけではないのですが、それを進めていく議員にはエールを送りながら、それを後退させるような議員を厳しく批判する。そういうふうな目で市民の方々に期待をしたいと思います。

○ コーディネーター（廣瀬和彦） 江藤先生、ありがとうございます。では、中邨先生、お願いいたします。

○ パネリスト（中邨章） ただいまの御質問でございますが、御質問をお聞きして  
いまして、大変失礼な言い方ですが、恐らく平均的な住民の皆さんがこの議会に対  
して持たれる感情を代表しておしゃべりに今、御質問されたのではないかな。多く  
の住民の皆さんが同じような感情を持って議会を眺めておられるのではないかなと  
思います。

ただ、少なくとも私の目からすると、2つ問題があろうかと思えます。

1つは、私も東京ではございますが、大学で今でもやっていますが、いろいろ議  
員の皆さんの授業をやっています。実は議員の皆さんというのも、それぞれ大変危  
機感を持っておられて、一生懸命勉強されて、専門的な知識を集めよう、あるいは、  
もう既に持っておられる方もいます。それをいろいろな条例に反映したり、あるい  
は、政策に反映したりと、やろうとしておられる議員の方もいます。

問題は、マスコミというのは残念ながら、議員がいいことをしても一切書かない。  
本当の話。ところが、今お話のように、どこか海外視察に行つて、奥さんと子が、  
奥さんと行くのが悪いとは思いませんが、それはともかくとして、奥さんと行つて  
どうのこうのという、これはもう新聞は飛びつきますよ。これはおもしろい。と  
ころが、これがいいこと、それは価値判断はいろいろあるけれども、圧倒的な議員  
の皆さんというのは、それなりにやはり使命感を持ってやっておられるというこ  
とも、やはり我々は認識をする必要があるかなと思えます。これが1つ。

それから、もう1つは、恐らく今の御質問は、やはり議員のやっていることはよ  
うわからんということが1つ問題だろうと思えます。議員の皆さんは一体何をし  
ているんだということなんですが、私がいつも申し上げるのは、これは議員の皆さ  
んの能力の問題ではなくて、実は制度に非常に大きな問題がある。日本の大分市の  
市議会、あるいは首長を入れた自治体の制度に非常に大きな欠陥があると、私は思  
っています。

2つぐらい欠陥がありまして、1つは日本の制度というのは二元制、二元制と、  
江藤先生はその専門家で、けちをつけるつもりは毛頭ありませんが、二元制とい  
うのは間違いだと、私はいつも思っています。1と4分の1制ぐらい、たかだかなん  
ですよ。なぜかという、日本の制度は首長制と普通呼んでおりますが、これには  
2つの種類があつて、強い首長制と弱い首長制というのがある。戦前は日本の議会  
というのは、ことしですか、大分市はたしか市制100年ですよ。100年前は大分市  
会議員、昔は市会議員というのは物すごい権限を持っていた。どういう権限を持っ

ていたか。一言で言うと、市会議員は衆議院議員を兼ねることができた。このぐらい権限を持っていた。市長を決めたのはだれか。これは当初は3名、市会が推薦して、そのうちの1人を内務省が選んだ。昭和2年以降は、議会の議員の中から互選で選んだというぐらいに、議会が物すごく権限を持っていた。

その結果どうなったか。実は残念ながら、これは大分のことは僕は知りませんが、東京とか大阪、京都を調べた結果わかったことは、大変な腐敗と汚職があった。なぜか。衆議院選挙のお金が要りますからね。このお金はどこから持ってくるか。これは市会のお金を向こうに流用するというようなことがあった。だから、皆さん御存じの、菅さんの前の総理大臣のおじいさん、この鳩山一郎なんていうのは最大のポイントですよ。あの人は衆議院議員で、東京の本郷区を地元にした市会議員ですよ。これはもう大変。いろいろ問題。これのライバルは三木武吉という人ですが、2人で毎年けんかして、それで腐敗汚職が毎年ありました。そういうね、これは私は非常に大きな教訓だったと思うんです。だから、戦後、弱い首長を今度強くしたい。これはちょっと強くし過ぎたというところがあるかもわかりません。

ですから、確かに見えないとおっしゃるけれども、制度の問題で言うと、私は、皆さん、ぜひ定数を考えられる場合には、もう1つ考えないといかんのは、やっぱり選挙制度です。こんな60人も50人も立っておられて、ビューティーコンテストのようにぎーっと立っておられて、この中から1人入れろって、こんなめちゃくちゃな選挙というのはだれが考えてもおかしいと、僕は思います。これはやはり何か別の方法があって、中選挙区のようなものを導入するかなんとかして、もう少し住民の目に見えるような議会にする必要があるかと思えます。

もう1つは、最後に1点だけ。議会の皆さんが幾らいろいろなことをやられても、住民というのはほとんど議会のことについては関心がない。関心はありません。これは残念ながら、それは皆さん忙しい。中にはあしたの商売のほうが重要だっていう人は幾らでもいます。

だから、やっぱり関心のない人が大多数いるんですよ。この人を皆さんが何とかしてこっちに向けようとするね、これは制度として文化大革命のように、あるいは日本の戦前のようにね。興味のないものは、一たんそれにがーっと天皇制だとか吹き込んだためにおかしなことになる。中国だってそうだった。いろいろな人がいたのに、それは毛沢東だと言って、みんなこれをやり出した。これは民主主義からいうと、戦前のドイツもそうですが、やっぱり大きな問題がありますから、このあ

たり、相当慎重に考えなければならないということが1つ。

もう1つは、それでもなお皆さん、議会に対してどうしても関心を引き起こしたいというのなら、きょうは論議の1つの素材ではありませんが、今、大分市議会では1万票で通る人もおれば、1,500票で通る人もいるかも知れません。ところが、報酬は全部同じです。これはやっぱりおかしい。私は1票10円にしよう。そうすると、これは、暴論かも知れないけれど、一挙に関心が議会に向いてくる。これは実はやっているんですよ。日本では政党補助金というのは票数によって決まりますからね。だから、荒唐無稽のように聞こえますが、そうでもなさそうだと私は思っています。とりあえずは、今の御質問に私の感想のようなものでございましたが、御説明をいたしました。

○ **コーディネーター（廣瀬和彦）** ありがとうございます。せっかくの機会なので、先ほどは市民の方限定というところでお話をさせていただきましたが、今、御参加の皆さんであればどなたでも構いません。どうぞ。では済みません、そちらの方、お願いいたします。

○ **市民2（会場）** やっぱり議員定数の削減というのは、今から日本はだんだん少子高齢化になるわけでね、さっき一遍に20という意見もあったけれど、削減も削減の仕方というものがあって、東京一極集中させないために、国会なんかでも要らないわけで、例えば、一番大きい大分市でも、市議会であれば、大分市がたしか今、県議会議員を13定数ポストになっていて、あんまり活動していない議員とか、自己申告書というのを出してもらうと。私は大分市のためにどのくらい頑張りましたとか出してもらってね、そういう評価書の点数みたいに出してもらって、それで行政側がよくそれを見て、本当に頑張っているかどうか判断をして、大きいところは減らしていくとか、そういう減らし方もあると思うんです。

今から日本は少子高齢化にだんだん向かっていく中で、国会も地方もすべてやっぱり減らす。それだけに、威張っている議員たちも減らさなければいけないし、公務員も全部減らさなければいけないわけで、段階的に上から下まで全部一挙に減らしていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○ **コーディネーター（廣瀬和彦）** それでは、ほかに、済みません、せっかくなので、御意見がある方がいらっしゃいましたら、あわせて。じゃあ、そちらの方、お願いいたします。

○ **市民3（会場）** せっかくの機会ですので、先生に質問させていただきます。

大分市も例外なく、今度財源と権限の移譲がどんどん来て、地方分権が進んでいくのですが、その中で、都市内分権のことも今想定されています。その中で、江藤先生に御質問なんです、この選挙区制ですね。この市議会議員における選挙区というのはどのようなことなのかを、ちょっと具体的に詳しく教えていただこうと思いました。

○ **コーディネーター（廣瀬和彦）** あと、もし、お一方ぐらいいらっしゃれば、御質問のほう、御希望ありましたら、挙手のほうをお願いしたいと思うのですが。よろしいでしょうか。

では、今ありました2つの質問について、まず中邨先生のほうには、1つ目の質問のほうですが、議員が自らの活動について自己申告書を出していただいて、それに対して行政が判断することによって議員定数をどの程度削減していくか。国も地方も一遍に一気に削減すべきじゃないかというところの御質問であったかと思いますが、こちらについての中邨先生のお考えを述べていただければと思います。よろしくをお願いします。

○ **パネリスト（中邨章）** 私は、今の御提案を大変おもしろいなというふうに感じました。ただ、しかし、成績を自分から出せと言いますと、必ずこれは全員がいい成績表を自分でつける。これはもう決まったこととございますので、別にもう1つの方法があって、それを行政に判断させるというのは、これはいかがなものかなというのが私の感想でございます。

むしろそれよりも、私は、これから団塊の世代の皆さんがどんどんリタイアされて、恐らく首都圏とか、あるいは関西で働いてこられた皆さんも、大分のほうが海もあるし、山もあるし、魚もおいしいからと、みんな帰ってこられるはずでございます。今、少子高齢化というお話がありました。まさにそのとおりでございまして、これからどんどんリタイアされた方が大分市に戻ってこられる可能性は非常に高い。

私はこういう最近の60代の皆さんは、大変力もあるし、馬力もまだ十分残っています。こういう人々が陶芸とそば打ちだけやるというのはもったいない。もっとこういう人々を活用すべきだと。これは失礼な言い方かも知れませんが。

そこで私は、まずリストをつくる。団塊の世代のリストを行政のほうでおつくりになって、その中から裁判員制度と同様に数名を3カ月なら3カ月、議会評議員として、いわばただのシニアインターンシップですよ。こういう人々に議会というのは今どういうことをやっているかということの評議員の人々に見ていただく。そし

て、その人々が議会便りに感想を書くということで、私は議会の内容というのはさらに一層だんだんとわかっていただけるのではないかなと思っています。それもこの評議員の皆さんはどんどん変えていく。3カ月なら3カ月でどんどん変えていくというのが、私は1つの方法で、行政に成績をつけさせるというのは、おもしろいけれども、なかなかこれは難しいなという、個人的な感想でございます。

もう1つは、この少子高齢化の中で、公務員、それから議会議員の大幅に削減をしろと。おっしゃるとおりかも知りません。しかし、これはやっぱり段階と手続を踏みませんと。例えば、46名の議員の数を26名にしようというのは、私はこれはそういう方法もあると思います。さっき書きましたように、こちらの市民の皆さんが一体議会にどっちを期待しているんだ。つまり、議会というのはもう立法機能をやるんだというふうな方向性をとるのか。あるいはそうじゃなくて、議会というのはやっぱり立法機能をやるんだ。それによって、26になったり、あるいは40になったり、この2つの選択肢、これはもう大分の皆さんがお決めになることだろうと思います。

しかし、いずれにしろ私は、個人的には、仮に数が少なくても、やっぱり微調整に終わったとしても、削減というのは、これはもう避けて通れないものではないかなと個人的には考えています。

○ **コーディネーター（廣瀬和彦）** ありがとうございます。江藤先生は、2問目について、都市内分権における市議会における選挙区制度、こちらをどう考えるかということについてお答えのほうを願えればと思います。よろしくお願いします。

○ **パネリスト（江藤俊昭）** もし、よろしければ、1点目からちょっとしゃべっていいですか。

○ **コーディネーター（廣瀬和彦）** せっかくですので、どうぞ、1点目のほうからよろしくお願いします。

○ **パネリスト（江藤俊昭）** 短く言いますが、評価についてなんです、評価を加えて、それを議員定数の削減につなげると、これはなかなか難しいと思うのですが。ただ、議員が何をやっているかどうかの評価はやっぱりしないと、選挙のときだって選ぶことができないと思うんですね。

その意味で、しっかりとだれがどういうふうな議決をしたかというのがようやく全国的にも広がり出した。それを見ながら、この議員はどういうふうな意見を持っているか。同時に、自己評価は確かに甘くなるのですが、まず自己評価でも出して

ほしいんですね。ことし1年間どんなことをやるのか。1年間たったら、一応私はどのくらいできたかどうかというのを住民に説明する。そして、4年間たったら、それを総合していく。それを一応、自己評価としながらも、私たちはそれを見ながら選挙をする。例えば、北海道の福島町議会なんかはそういうようなことをやっていますね。

同時に、それを議会だけの、自分たちだけの評価じゃなくて、市民が評価をするという。もちろん出席した、しないぐらいだったらできるんでしょうが、政治的な価値観にかかわることというのは、それが絶対正しいわけではないので、うのみにしてはできないのですが、それを議員定数につなげるかどうかはともかく、多元的な市民団体が評価をするということは大事なかと私は思っていますけどね。

さて、それで都市内分権というふうな話を少しお話ししたいのは、中核市の50万弱の人口の中で、私はちょっと大分市の状況を知らないでこんなことをしゃべるのも何なんですけど、やはりそれぞれの地域ごとの個性があつていい話ですから、その個性を生かしたまちづくりというのはどのくらいできるかどうか。

今、小学校区とか中学校区を単位としてまちづくり協議会なんかをつくって、そこにいろんな地域計画をつくっていく。そして、ある程度のお金を落として、財源を落として、それぞれ独自のものを行っていく。ただ、これはまちづくりにとっては大事なのですが、貴重な税金をそこにすぎ込んでいくわけですね。そのときに何をつくっていくか、そのまちづくり協議会のメンバーをだれが選出したかというのもかなり難しい議論というのはあります。今でも残っています。

そこで、そうしたまちづくりの議論をさらに発展、そして意見を聞くのはすごく大事だし、活動もすごく大事なのですが、こうした議論の流れと、もう1つ、先ほど中邨先生が言われたように、日本の今の選挙制度というのは、世界で日本ぐらいなんじゃないですかね。私は異常だと思っているのですが。

専門用語を使うと、大選挙区の単記、1人1票という制度なんですね。これは候補者から見ると、全体から得票を得なくていいんですね。個別な地区から得ればいい、個別な分野から得ればいいということで、全体的なことが見えなくなっているシステムになっているんですね。

同じように、住民のほうも1人1票しかないために、議会全体のイメージを描いて票を入れることはしないんですよ。しないというか、しにくいシステムなんですね。だから、人から頼まれた1票だ、だれだれが好きだと、こういう形で動いて、

全体を見えなくしているんですね。大選挙区単記っていう制度です。

これをやるなら、人数がこれだけ多いとすれば、比例代表とか小選挙区になるはずなのですが、これは今、日本ではなじまないんですね。地域において、政党制度は現実に動いているわけではないんですよ。そこで、今、中郵先生が中選挙区というお話をしましたが、選挙区、私の今のところの考え方だと、8人とかぐらいになるのかもしれませんが、これは中選挙区と言えないかもしれないんですけども、それぐらいの定数に地域ごとに割っていくと、選挙区になっていくんですね。地域ごとにはイメージできるわけですよ。もちろん1票ということは残っちゃうんですね。今の法律上、連記制度って、2名とか3名書けない制度になっているんですね。ここにも欠陥があるのですが、とりあえずイメージできるだろうという選挙区制度を置いていく。

そうすると、その選挙区の住民が選んだ代表の議会ができるわけですよ。コミュニティー議会というのが。だから、まちづくり協議会の人たちの意見も聞くと同時に、正当に選挙された人たちが最終的な決定をそこで行ってもいいという。

もうちょっと言いますと、常任委員会が今5つありますが、その地域版が選挙区制度を行うようになってできるということになっています。だから、もちろん、今、全国で行われているまちづくり協議会の議論、地域自治区の議論って、確かに大事なのですが、そこにもう1つ議会が絡むことというのができることがあるんじゃないだろうかということで、2つの方向性のつながりのお話をさせていただきました。ちょっと難しいかもしれませんが、一応そういうことを考えております。

○ コーディネーター（廣瀬和彦） ありがとうございます。それでは、時間も迫ってまいりましたので、最後に両先生より、議員定数についてのまとめの御提言のほうをいただければと思います。

それでは、江藤先生のほうから。

○ パネリスト（江藤俊昭） お互いの議論、私はされないほうがいいのですが、先生、ちょっとだけ質問させてください。さきほどの、監視型だと、今ぐらいの人数でも構わないし、立法機能を持たせると、半数でもよくて、その分、浮いた部分をサポートに回すという議論なんですけど、これは議会費がある程度一定だからという議論なのでしょうか。それとも、立法というのは、人数が少ないほうがいいのかという議論を展開されるのでしょうか。私は前者のほうに聞こえたのですが。前者というのは、お金が一定なので、人数を減らすことによってサポート部門をふやしていく

という議論だと思います。

- パネリスト（中邨章） 私がお話申し上げましたのは、特にこの2つ目のほうで、立法府で残るというアイデアの場合には、やはり議会事務局の人事をこれから充実しないとイケないということ。それから、首長さんのほうはシンクタンクを持っておられる。まさに3,300人というシンクタンクを持っておられるわけですからね。これにやっぱり対抗するためには、議会のほうも、何も恒常的ではありませんで、アドホックというのはそれぞれの問題で半ばシンクタンクのようなものを考えられて、いずれにしろ、首長さんと対抗するためには、理論武装というのが必要です。だから、その理論武装をするためには、何らかのシンクタンクを持つとか、あるいはそこに書いてあるように、議会人の専門化、専門領域化、こういうものが非常に必要だと。

さっき三浦会長さんと話をしていたのですが、私は、毎年ずっと議員の皆さんと公務員の皆さんに授業をしていました。私は、毎週毎週、議員の皆さんと、それから公務員の皆さんにレポートを出してもらっていたんです。1,200字のレポート。

わかったことは、やっぱり公務員の皆さんというのは、何らかの形で毎日文章を書いていますから、だから文章を書けるんですよ。ところが、議会人は勢いで来ている人が非常に多い。つまり、しゃべらせると、これは立て板に水、声涙ともに下るような演説ができるんだけれども、文章を書かせたら全然だめ。

だから、やはりそういうこれからの時代、少子高齢化というお話がありましたが、これからは議会人の踏ん張りどころですよ。さっき東京一極集中というお話がありましたが、大分が頑張ってもらわないと、これはもう、その中核になるというのはやっぱり議会人だと思います。

ですから、専門化というのはそういう意味でして、まず文章を書くことから一生懸命勉強していただいたほうがいいのかな。これは後で怒られるかもしれませんが、私はいつもそういうふうに強く思っております。

- コーディネーター（廣瀬和彦） ありがとうございます。江藤先生、もう御質問のほうは、大丈夫ですか。わかりました。

じゃあ、江藤先生のほうからまとめの御提言のほうをよろしく願いいたします。

- パネリスト（江藤俊昭） もちろん私は、一般的に議会の議員を選んでいるのは住民だから、住民にも責任があるだろうというつまらないことを言う気は全くないのですが、今度、大分市議会が議会基本条例というのをつくられて、もう2年たつ

んでしょうか。その実践をされているんですね。議会報告会を義務化して、いろいろ頑張られている。

これは、住民から見れば当たり前だというふうに言ったんですけれども、ちょっと注意していただきたいのは、議会の基本的なルールを条例にしたということの意味なんですね。自治法では想定しているというわけではないんですよ。ようやく5年前に北海道の栗山町が議会基本条例をつくったんですね。議会の最高規範ですよとやったんですね。これに基づいて行います。議会が確かにつくったのですが、条例にしたという意味なんですよ。

条例にしたというのは、今までも確かに議会は住民代表機関で、住民のものでした。でも、そうはいったって、住民がなかなかかかわることができないんですね。でも、条例にしたことによって、条例の制定、改廃の直接請求の対象になっているんですよ。私たちの議会は私たちが提案することができるようになったんですね。

同じように、議会基本条例の中に定数も書いてあります。定数についても、住民の声を聞きながら定数を決めていく。だから、住民自治を進めていくような視点で議論していくということを書かれています。

この定数については、御存じのように、定数条例で決めることになっているんですね。これは議会が勝手に決めてはいけないんですよ。議会は議会のものではないんですね。だから、住民とともに議論しながらその定数についても決めていく。

だから、今回、住民の方々と議論する、住民同士が議論する、そして議会と住民が議論する、そうした最初の契機、機会になればなと思っています。答えがあるわけではありません。中邨先生と私も同じようなところもありますけれども、違うところもあるんですね。だから、ぜひ、大分の自治をつくり出してほしいんですね。議論を巻き起こしていただきたいと思っています。ぜひ新しい住民と議会との関係を定数をめぐって議論していただければと思います。

以上です。

○ コーディネーター（廣瀬和彦） それでは、中邨先生、お願いいたします。

○ パネリスト（中邨章） 定数の問題というのは、繰り返しますが、私は、これは議会だけの話ではないんだと。だから、行政のやっておられる仕事との関係で、この議会の定数というのは考えなければならない。当然、その相互関係の中で数というものを考えまないと、議会だけの話に終わってみますと、これは後から大変な失敗を犯したなというふうなことにもなりかねない。

ですから、そういう意味で、私は、この論議では常に右左、これは首長のやっておられること、あるいは行政のやっておられることを観察しながら議論というのを進めていく必要があるかなと思っております。

- **コーディネーター（廣瀬和彦）** どうもありがとうございました。中邨先生、江藤先生、長時間にわたりお話しいただきまして、どうもありがとうございます。先生方のお話をもとに、さらにきょう御参加の皆様方の御意見をいただきながら、大分市議会として適正な議員定数をお考えになる際の一助にいただければと思っております。ただ、議員定数の削減が議会の改革だったり、地方の行政の改革と必ずしもイコールで結ばれるものではないというのをやはり根本に考えていただく必要性もあるんじゃないかな。私自身はそう思っております。

皆様、長時間にわたりまして、本当にどうもありがとうございました。それでは三浦会長にシンポジウムの進行のほうをお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

- **司会（三浦由紀）** 登壇された3名の方、それから市民の皆さん方、貴重な意見をいただきました。本当にありがとうございます。おかげをもちまして、大変意義深いシンポジウムになったのではないかと考えるところでございます。

それでは、最後に、大分市議会の日小田良二副議長より、閉会のごあいさつを申し上げます。

- **副議長（日小田良二）** 皆さん、盆明けの大変何かと忙しい時期に、しかも遅くまで御参加をいただきまして、まことにありがとうございました。また、きょうは本当に遠いところから、遠路、中邨先生、江藤先生、そしてコーディネーターとして廣瀬先生、ありがとうございました。

きょうは会場の皆さんからも貴重な御意見をいただきました。大分市議会としては、来年の2月を目途に結論を出していきたい、こういうふうに考えているところでございます。きょういただいた意見をまた議会に持ち帰って、議員46名で討論をさせていただきたいと考えております。

特に、地方分権という話の中で議会改革が叫ばれてきているわけでありませけれども、議会改革とはというと、なかなか難しい部分がありまして、私たちもそのことをやっているわけでありませけれども、私が、あ、これだというのが1つあったものですから。

実は大分に北海学園大学の神原先生という方が何度か来まして、そのときに必ず

話を聞きに行くんですけども、そのときに神原先生が、地方自治を構成している主体は市民、市長、議会、それから職員の4者しかいない。4者の主体が会う広場をつくり、それをコーディネートするのが議会の役割であると言われて、これがいわゆる議会改革かなというふうを目覚めたところでございます。実は目からうろこが落ちたといってもいいというふうに思うのですが。

そういう意味も含めまして、今、大分市議会は、いろんな角度から議会改革に向けて努力をしているところであります。先ほど中邨先生のほうから二元代表制じゃないよと言われてるんですけども、本当の意味の二元代表を目指すということとあわせて、執行権を持つ市長と、機関競争主義のいわゆる立場といいますか、切磋琢磨しながら、お互い競争しながら、市長とは違う、議会としての1つのパワーセンターを目指していきたいと考えているところであります。

先ほどから話がありますように、哲学なき定数削減や行政改革の視点でのこの問題を議論するのではなく、議会の役割を十分認識しながら、市民の皆様と一緒にあって、真の地域民主主義を目指すための必要な定数を導き出していきたいと、このように考えております。

今後とも議会に対します皆様方の変わらぬ御理解と御協力をいただきながら、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

最後に、事務連絡だけ1点、申しわけありませんが、最後の最後です。きょう受付でチラシをお配りしたと思うのですが、ことしも市民意見交換会を開催いたします。10月21日から27日までの1週間、それぞれ公民館等で行いますので、きょう来られました市民の皆様、ぜひそちらのほうへ御参加いただき、またこの定数に対する御意見等をいただければ幸いかというふうに思っております。

これで終わります。本当にきょうはありがとうございました。

○ 司会（三浦由紀） 皆さん、長時間にわたりましてありがとうございます。以上をもちまして、「議員定数を考えるシンポジウム」を開会させていただきますが、まず最初に、登壇された3人の方を拍手をもってお送りいたしたいと思っております。

ありがとうございます。連絡を2点ほどさせていただきたいと思っております。お手元に配っておりますアンケートですが、会場出口に記載台と回収箱を用意いたしておりますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、シンポジウムの駐車場でございます、大分市城址公園駐車場に置いてある方におかれましては、本日の21時、午後9時に施錠をさせていただきますので、そ

れまでには車を出していただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、「議員定数を考えるシンポジウム」のすべてを閉会させていただきます。ありがとうございます。